

○富士市地下水の採取に関する条例
平成15年6月30日
条例第26号

(目的)

第1条 この条例は、地下水の採取の規制等の必要な措置を講ずることにより、地下水の採取に伴う障害の防止及び地下水の水源の保全を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「地下水」とは、温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定する温泉及び鉱業法(昭和25年法律第289号)第5条に規定する鉱業権に基づいて採掘する同法第3条第1項に規定する可燃性天然ガスを溶存する地下水以外の地下水をいう。

2 この条例において「揚水設備」とは、動力を用いて地下水を採取するための設備であつて、揚水機の吐出口の断面積(吐出口が2以上ある場合にあつては、その合計の断面積。以下同じ。)が次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものをいう。

(1) 静岡県地下水の採取に関する条例(昭和52年静岡県条例第25号)第3条の規定に基づき規制地域又は適正化地域に指定された区域 5平方センチメートル以上14平方センチメートル以下

(2) 前号に掲げる区域以外の区域 5平方センチメートル以上
(一部改正〔平成20年条例63号〕)

(揚水設備の設置の届出)

第3条 地下水を採取するため揚水設備を設置しようとする者は、次に掲げる事項をその工事を施工しようとする日の30日前までに市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - (2) 揚水設備の設置の場所
 - (3) 揚水設備により採取する地下水の量
 - (4) 揚水設備により採取する地下水の用途
 - (5) 揚水設備のストレーナーの位置
 - (6) 揚水設備の揚水機の吐出口の断面積
 - (7) 揚水設備の揚水機の原動機の出力
 - (8) 前各号に掲げるもののほか規則で定める事項
- 2 前項の規定による届出には、揚水設備を設置する場所を示す図面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(変更の届出)

第4条 前条に規定する届出をした者は、その届出に係る前条第1項第1号又は第8号に掲げる事項に変更があつたときは、その変更があつた日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 前条に規定する届出をした者は、その届出に係る前条第1項第3号から第7号までに掲げる事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、事前にその旨を市長に届け出なければならない。

3 前条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(実施の制限)

第5条 第3条又は前条第2項に規定する届出をした者は、その届出が受理された日から30日を経過した後でなければ、それぞれその届出に係る揚水設備を設置し、又はその届出に係る第3条第1項第3号から第7号までに掲げる事項の変更をしてはならない。

2 市長は、第3条又は前条第2項に規定する届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(工事の完了及び廃止の届出)

第6条 第3条又は第4条第2項に規定する届出をした者は、その届出に係る揚水設備の工事が完了したときは、その完了の日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 第3条に規定する届出をした者は、その届出に係る揚水設備が第2条第2項に規定する要件を満たさなくなったとき又は当該揚水設備を廃止したときは、その事実が発生した日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(一部改正〔平成20年条例63号〕)

(承継)

第7条 第3条に規定する届出をした者からその届出に係る揚水設備を譲り受け、又は借り受けた者は、当該揚水設備に係るその届出をした者の地位を承継する。

2 第3条に規定する届出をした者について相続、合併又は分割(その届出に係る揚水設備を承継させるもの

に限る。)があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該揚水設備を承継した法人は、その届出をした者の地位を承継する。

3 前2項の規定により第3条に規定する届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(指導等)

第8条 市長は、第3条に規定する届出をした者に対し、地下水の保全上必要があると認めるときは、当該揚水設備の設置について計画の変更その他地下水の採取に関し必要な指導を行うことができる。

2 市長は、第3条に規定する届出をしなかった者又は虚偽の届出をした者があるときは、その事実を公表することができる。

3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、富士市行政手続条例(平成10年富士市条例第3号)第3章第3節の規定の例により、当該者について意見陳述のための手続を執らなければならない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年9月2日から施行する。

(富士市の自然環境の保全と緑の育成に関する条例の廃止)

2 富士市の自然環境の保全と緑の育成に関する条例(昭和50年富士市条例第32号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際、現に廃止前の富士市の自然環境の保全と緑の育成に関する条例第17条の規定に基づきなされた届出は、第3条の規定に基づきなされた届出とみなす。

4 この条例の施行の際、現に廃止前の富士市の自然環境の保全と緑の育成に関する条例第17条の規定に基づきなされた指導は、第8条の規定に基づきなされた指導とみなす。

(富士川町の編入に伴う経過措置)

5 富士川町の編入の際、現に揚水設備を設置し、又は設置の工事をしている者は、平成20年12月31日までに第3条第1項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(追加〔平成20年条例63号〕)

6 前項の規定による届出には、第3条第2項に掲げる図面及び書面を添付しなければならない。

(追加〔平成20年条例63号〕)

附則(平成20年9月30日条例第63号)

この条例は、平成20年11月1日から施行する。